

「サービス提供責任者適正実施研修①事前課題②中間課題③事後課題」

【①事前課題】 ①事前に『介護過程』と『ICF（国際生活機能分類）』について「訪問介護 サービス提供責任者テキスト改訂版（P52～P86）で学習し、（介護予防）訪問介護計画書作成過程において『介護過程』と『ICF（国際生活機能分類）』の考え方が求められる理由についてまとめる。②その後担当するサービス利用者（要介護認定・要支援認定されている高齢者等）を一名特定し、上記テキストP57の表2「ICFに基づく必要な情報内容」を踏まえてその人物についての生活の全体像をまとめる。①と②の課題内容を1,600文字程度でまとめる（本会指定「事前課題提出用紙（PDF データ）」を使用する）。

☆事前課題のねらい

『介護過程』と『ICF（国際生活機能分類）』の考え方の理解を深めるとともに、（介護予防）訪問介護計画書作成過程（アセスメント）の前提となるサービス利用者の生活の全体像を把握する。

※事前課題提出締切 令和4年8月8日（月）

*なお本会主催の介護福祉士基本研修または介護福祉士ファーストステップ研修を修了している方は、事前課題の作成が免除されます。詳しくは本会事務局までお問い合わせください。

【②中間課題】 ①事前課題で特定したサービス利用者（要介護認定・要支援認定されている高齢者等）について作成した（介護予防）訪問介護計画の再アセスメントを行い計画見直しの必要性についてチーム内で検討する。*詳細は9月10日（土）の研修時に説明します。

☆中間課題のねらい

『介護過程』と『ICF（国際生活機能分類）』の考え方にに基づき再アセスメント後の（介護予防）訪問介護計画見直しにあたって根拠をもってサービス担当者会議等を開催できるようにする。

☆中間課題の方法

<提出するもの> 利用者の（介護予防）訪問介護計画書、利用者のアセスメント記録、検討会議記録等、

*コピー（1部控え）を各自保管し本会宛角二型封筒に1部入れて提出すること。11月11日（金）必着

<留意事項>

- ・ 個人情報の取り扱いには十分留意し第三者に開示されても支障の無い内容としてください。
- ・ 事例は個人情報が入らないように修正加工してください。
- ・ 事例は研修の中で教材として使用し研修参加者等と共有されますのであらかじめご了承ください。

【③事後課題】

今回のサービス提供責任者適正実施研修修了後、修了時の評価ポイントの内容に沿って自職場でうまく取り組めた内容を一つ選択し 1,000 文字程度でまとめる。その際今回の研修において学んだ点についても文章化する（本会指定「事後課題提出用紙（PDF データ）」を使用する）。

※事後課題提出締切 令和5年1月9日（月）：再提出は1月16日（月） ともに締切厳守！

郵送の場合は締切日当日までの消印有効、Fax の場合は締切日までの送信有効、

* 詳細は12月2日（金）の研修時に説明します。

☆事後課題のねらい

研修で学んだことを踏まえ、サービス提供責任者として利用者及び家族等のニーズに応えるべく専門性を発揮することで、生活を視点にした個別ケアがチームとして展開されることを実感する。

○到達目標（行動目標）

- ・ サービス提供責任者としての職業倫理を踏まえ、その業務と役割を理解することができる。
- ・ 自職場の職員及び他職種とのコミュニケーションを踏まえて連携をとることができる。
- ・ サービス提供責任者として適切なアセスメントができる。
- ・ アセスメントに基づく訪問介護計画書が作成できる。
- ・ 自職場の訪問介護員の調整、指導・教育ができる。
- ・ サービス提供責任者に必要な医療知識を踏まえ緊急時対応ができる。
- ・ 担当者会議等での役割を理解するとともに支援が難しい事例への関わり方をチーム内で情報共有できる。

○修了時の評価ポイント（評価内容・基準と方法）

- ・ サービス提供責任者としての職業倫理を習得し、その業務と役割を訪問介護員等に説明できる。
- ・ 自職場の職員及び他職種とのコミュニケーションを踏まえて連携をとることの根拠が説明できる。
- ・ サービス提供責任者として適切なアセスメントが利用者及び家族等第三者に説明できる。
- ・ アセスメントに基づき作成した訪問介護計画書の内容を利用者及び家族等第三者に説明できる。
- ・ 自職場の訪問介護員の調整、指導・教育ができるよう事業所内での仕組み作りに取り組む。
- ・ サービス提供責任者に必要な医療知識を習得し、緊急時対応できるしくみをチーム内で構築できる。
- ・ 担当者会議等での役割を理解し、支援が難しい事例への関わり方をチーム内で情報共有できる。